

幼児教育・保育の 無償化について



吹田市保育幼稚園室
令和元年 8 月作成



次第

- 1 制度概要について
- 2 対象施設ごとの無償化について
- 3 質疑応答
- 4 施設等利用給付認定について
- 5 無償化の方法について
- 6 質疑応答

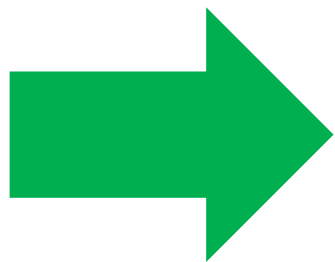


1 制度概要について



(1) 制度趣旨

- ・ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性
- ・ 子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ることによる少子化対策
- ・ 消費税率の引上げにともなう税源を活用



**令和元年10月から
保育料が無償化**

(2) 対象年齢

- ◇ 満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前までの子供が対象。
幼稚園、認定こども園（教育部分）については、満3歳になった日から対象。
- ◇ 0歳から満3歳になった後の最初の3月31日までの保育の必要性のある市民税非課税世帯の子供も対象。
- ◇ 利用施設や保育の必要性があるかで無償化の範囲が異なる。



(3) 対象施設・対象事業

- ◇ 認可保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業・事業所内保育事業

- ◇ 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園・認定こども園（教育部分）
→吹田市で保育料を決定している幼稚園等

- ◇ 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園
→各園で保育料を決定している幼稚園

- ◇ 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業

- ◇ 障がい児通所施設等



保育所

0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

幼稚園

3~5さい



小学校以降の教育の基礎を つくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。

利用できる保護者

制限なし。



新制度幼稚園

(子ども・子育て支援新制度に
移行している幼稚園)

新制度未移行幼稚園

(子ども・子育て支援新制度に
移行していない幼稚園)

認定こども園

0~5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。

地域型保育

0~2さい



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業

2

小規模保育

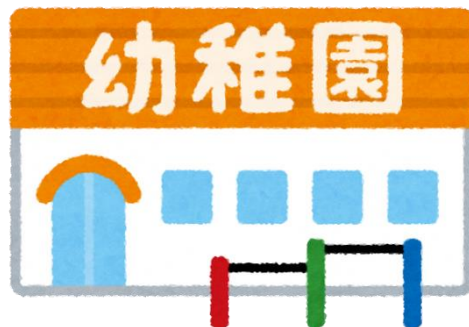
少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

3

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

2 対象施設ごとの 無償化について



(1) 保育所・認定こども園（保育部分）等

◇ 対象者

満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前までの保育の必要性のある子供

0歳から満3歳になった後の最初の3月31日までの保育の必要性のある市民税非課税世帯の子供

◇ 無償化の方法

これまで所得階層によって異なっていた**利用者負担額（保育料）が無償化**

子供の年齢等		現在	無償化後
3歳～5歳 満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前まで		市が設定する所得階層に応じた保育料	無償 (保育料0円)
0歳～2歳 0歳から満3歳になった後の最初の3月31日まで	非課税世帯	無償 (保育料0円)	無償 (保育料0円)
	課税世帯	市が設定する所得階層に応じた保育料	市が設定する所得階層に応じた保育料

吹田市では
実施済

◇ 対象外経費

実費として徴収される費用（給食材料費、教材費、行事費等）
上乗せで徴収している費用（施設維持費、施設協力費）
延長保育料、休日保育利用料、病児保育利用料、保護者会費等は
無償化の対象外

◇ 申請先

入所申込 → 吹田市役所保育幼稚園室
無償化に係る事前の手続き → **手続き不要**

◇ 市内の対象施設

公私立保育所、公私立認定こども園（保育部分）など

◇ 多子軽減

多子世帯の保育料軽減は、現行と同様
第2子半額、第3子以降無償



多子世帯の保育料の軽減

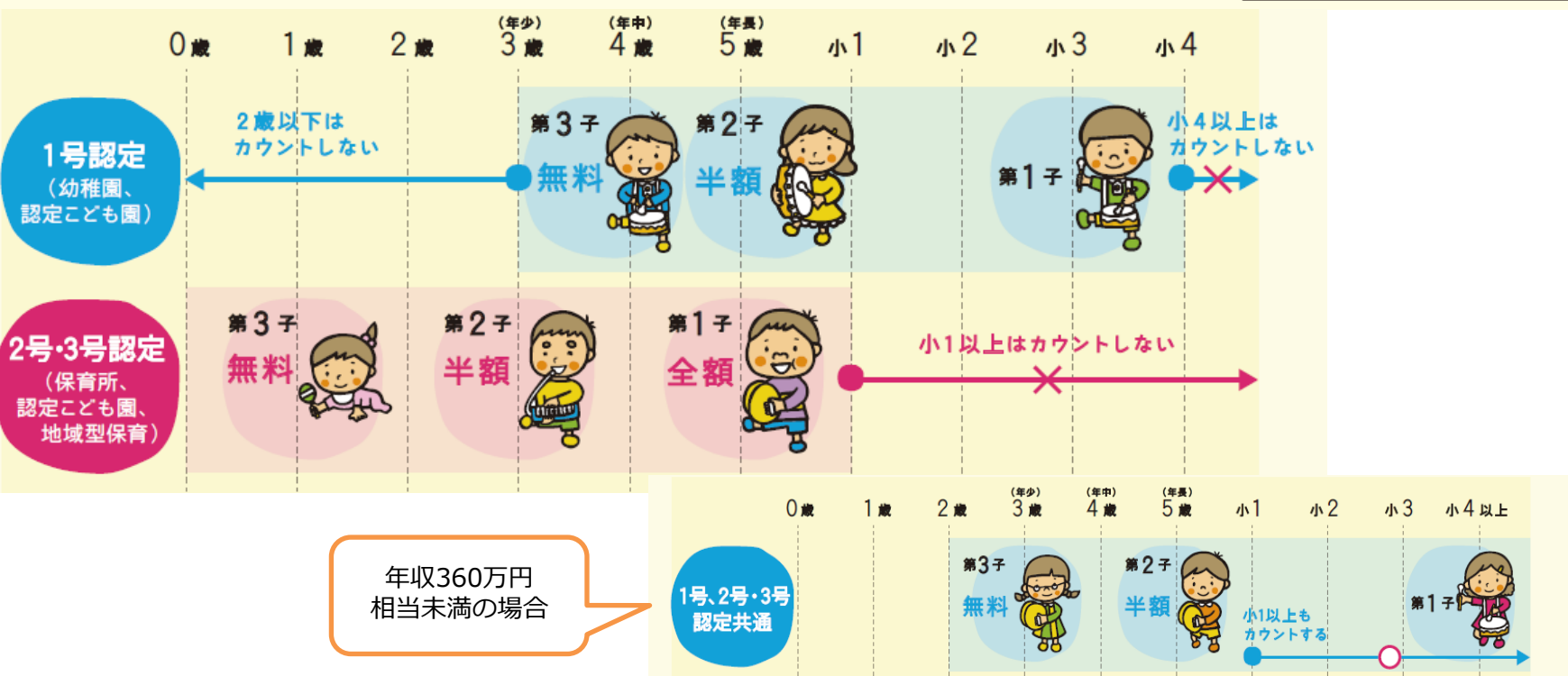
幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、
最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

- **幼稚園**では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範囲外になった場合（成長して小4以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

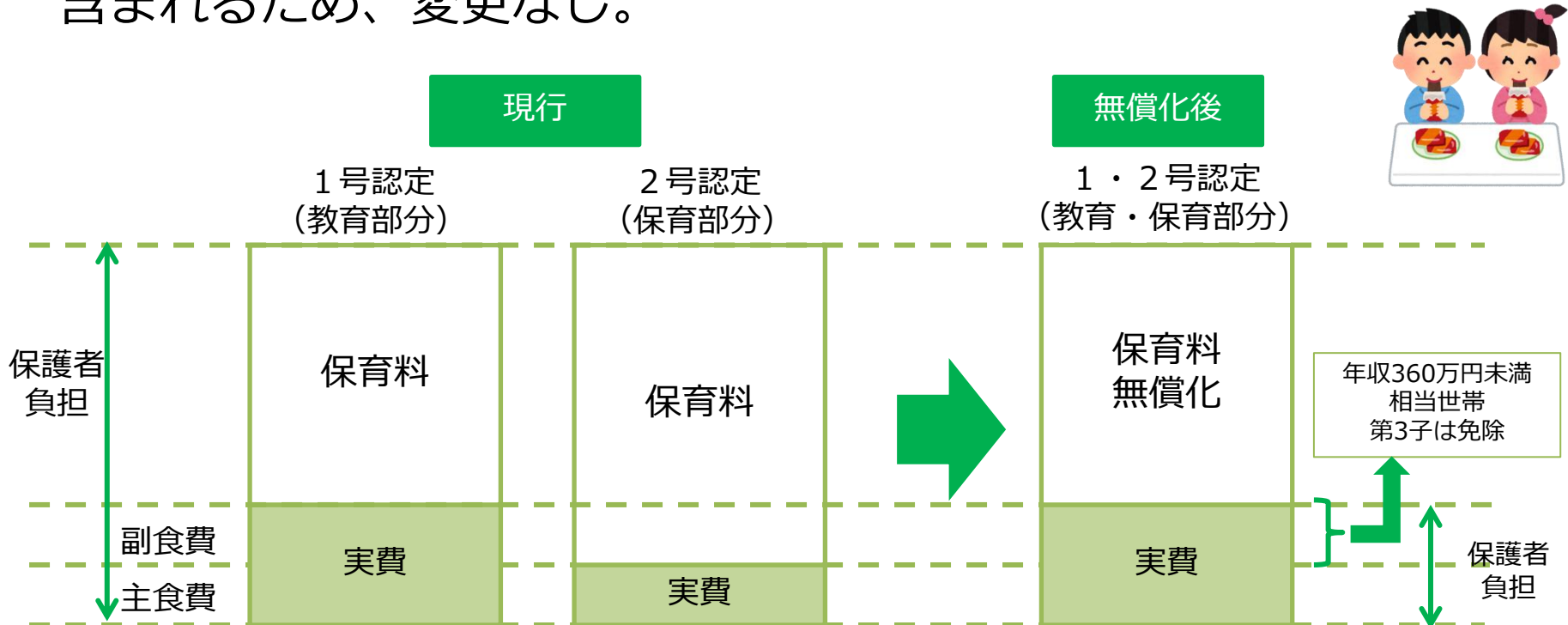
- **保育所**では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



給食材料費の取扱い

- ◇ 食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者の方が負担されてきたが、無償化後は引き続き保護者の方の負担となる（無償化対象外）。
- ◇ 0歳から2歳までの子供の給食費は、これまでどおり保育料に含まれるため、変更なし。



(2) 新制度幼稚園・認定こども園（教育部分）

◇ 対象者

満3歳になった日から小学校就学前までの子供

◇ 無償化の方法

これまで所得階層によって異なっていた**利用者負担額（保育料）が無償化**

子供の年齢等	現在	無償化後
満3歳～5歳 満3歳になった日から小学校就学前までの子供	市が設定する所得階層に応じた保育料	無償 (保育料0円)

◇ 対象外経費

実費として徴収される費用（給食材料費、教材費、行事費、通園送迎費等）

上乗せで徴収している費用（施設維持費、施設協力費）
プレ保育の利用料、保護者会費等は無償化の対象外

◇ 申請先

入園申込

無償化に係る事前の手続き

→ 各幼稚園、認定こども園

→ **手続き不要**

保育の必要性のある人で預かり保育の利用料の無償化措置を受けたい場合は、別途、手続きが必要です。

◇ 預かり保育利用料の無償化

保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育利用料も無償化の対象。詳細は別途説明。

◇ 市内の対象施設

公立幼稚園、朝日幼稚園、公私立認定こども園（教育部分）



(3) 新制度に移行していない幼稚園

◇ 対象者

満3歳になった日から小学校就学前までの子供

◇ 無償化の方法

保育料の金額は幼稚園によって異なるため、各幼稚園に保育料を一旦支払った後、**月額25,700円を上限**に市から給付金を支給。

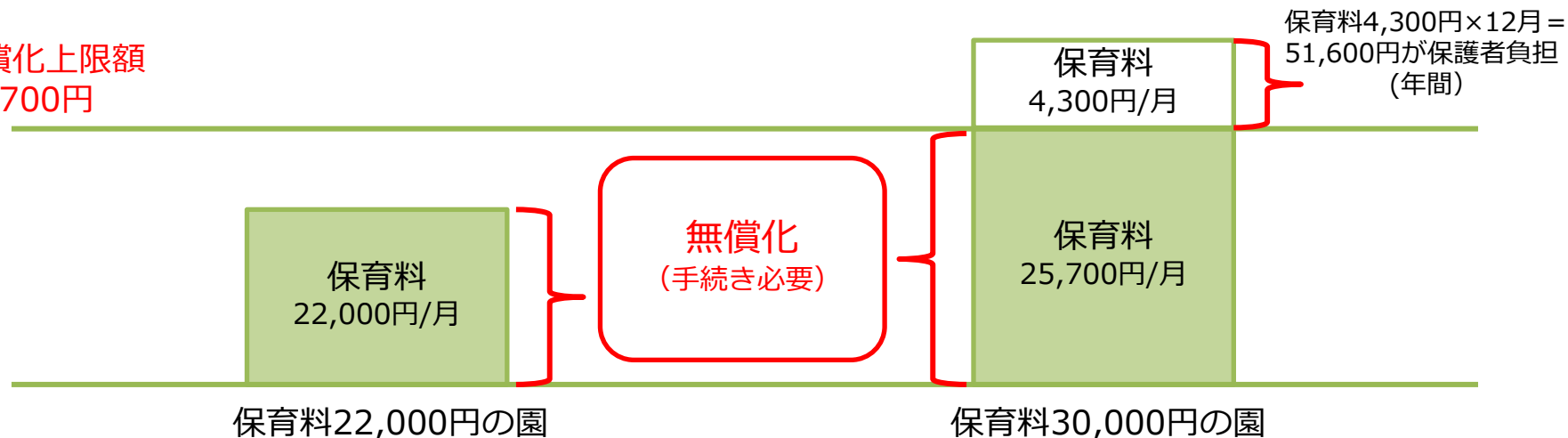
なお、入園料は、入園初年度のみ月単位（月額）を算出し、保育料と合わせて上限額まで対象。

子供の年齢等	現在	無償化後
満3歳～5歳 満3歳になった日から小学校就学前までの子供	園が定めた保育料等を支払い、就園奨励費補助金等により年額10,800円から308,000円まで補助	月額25,700円を上限に無償化

令和2年度からは、給付金を保護者の方に支給する代わりに各幼稚園に給付金を支給。給付額の範囲で保護者の方の負担を無くす方法も検討中（未決定）。

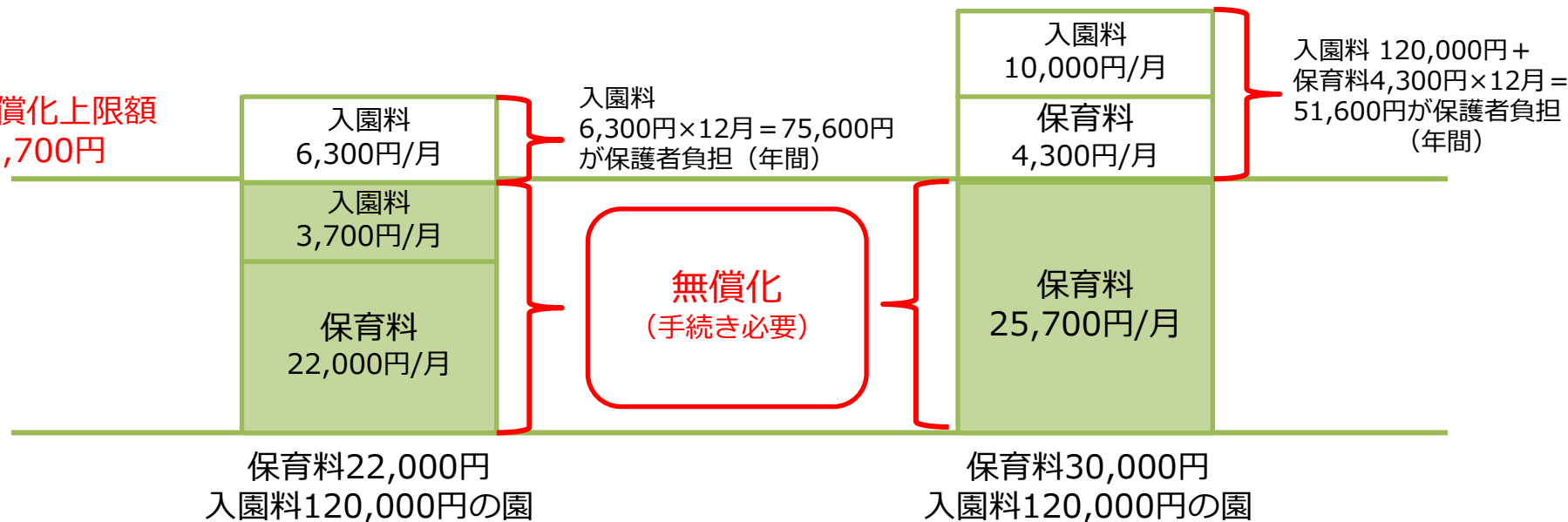
【入園料の支払いがない年度】

無償化上限額
25,700円



【入園料の支払いがある年度】

無償化上限額
25,700円



◇ 対象外経費

実費として徴収される費用（給食材料費、教材費、行事費、通園送迎費等）

上乗せで徴収している費用（施設維持費、施設協力費）

プレ保育の利用料、保護者会費等は無償化の対象外

◇ 申請先

新1号認定

入園申込

→ 各私立幼稚園

無償化に係る事前の手続き

→ 各私立幼稚園（とりまとめ）

（施設等利用給付認定申請）

◇ 預かり保育利用料の無償化

保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育利用料も無償化の対象。詳細は別途説明。

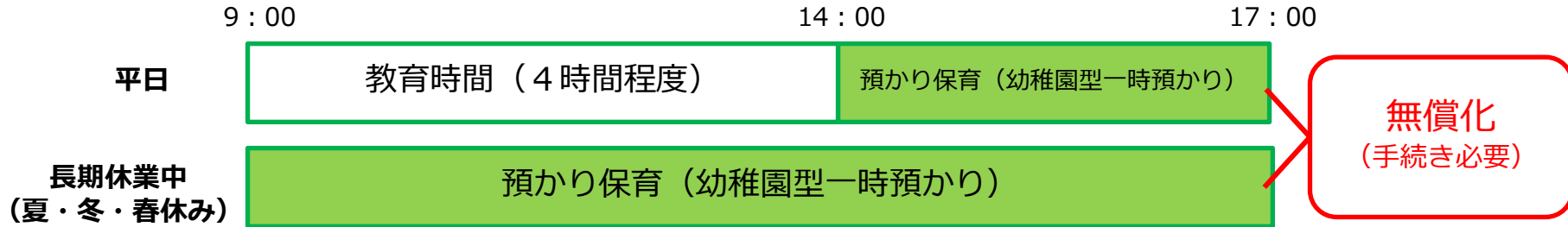
◇ 市内の対象施設

私立幼稚園（朝日幼稚園を除く。）



(4) 幼稚園や認定こども園の預かり保育事業

(幼稚園型一時預かり事業)



◇ 対象者

満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前までの保育の必要性のある子供

満3歳になった後の最初の3月31日までの保育の必要性のある
市民税非課税世帯の子供

◇ 無償化の方法

利用料の金額は施設によって異なるため、各施設に利用料を一旦支払った後、月額上限まで市から給付金を支給。

◇ 無償化の上限額

下記のうち、一番低い金額が給付上限額となる。

- A 11,300円（満3歳児で市民税非課税世帯は16,300円）
- B 日額（450円）×その月の利用日数
- C その月実際に園に支払った金額

◇ 申請先 新2・3号認定

- 利用申込 → 各幼稚園、認定こども園
- 無償化に係る事前の手続き → 各幼稚園、認定こども園（とりまとめ）
(施設等利用給付認定申請)

◇ 市内の対象施設 公私立幼稚園、公私立認定こども園

十分な水準とは、下記A、Bの条件を満たしていることをいう。
A 平日の預かり保育の提供時間が8時間以上（教育時間含む）
B 年間実施日数が200日以上

◇ 認可外保育施設等の利用

在園する幼稚園が預かり保育を実施していない場合、また**預かり保育の提供が十分な水準でない場合に限り**、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象。

幼稚園が十分な水準の預かりを実施しているかは、幼稚園からの申請に基づき、市が確認を行い、**直接幼稚園及び認定こども園に通知する。**

(5) 認可外保育施設等

◇ 対象者

満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前までの保育の必要性のある子供

0歳から満3歳になった後の最初の3月31日までの保育の必要性のある市民税非課税世帯の子供

◇ 無償化の方法

利用料の金額は各施設によって異なる。また複数利用も可能なため、各施設に利用料を一旦支払った後、月額上限まで市から給付金を支給。

子供の年齢等		現在	無償化後
3歳～5歳 満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前まで		対象外	月額37,000円 まで無償化
0歳～2歳 0歳から満3歳になった後の最初の3月31日まで	非課税世帯		月額42,000円 まで無償化
	課税世帯		対象外

◇ 対象外経費

実費として徴収される費用（食材料費、教材費、行事費、通園送迎費等）、入園料、保護者会費等は無償化の対象外

◇ 申請先

新2・3号認定

利用申込

→ 各施設等

無償化に係る事前の手続き

→ 各施設または吹田市役所保育幼稚園室

(施設等利用給付認定申請)

◇ 対象となる施設・事業

複数の事業を利用した場合、上限額の範囲内において、利用料が無償化の対象。

認可外保育施設（ベビーシッター含む）

小学校就学前の子供を保育する目的の施設で、認可を受けていない施設。（ただし、企業主導型保育事業については、この給付の対象にはなりません。）

一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の就労や疾病等のため、小学校就学前の子供を家庭で保育ができないきに、一時的にその子供を預かる施設。

複数
利用可

病児・病後児保育事業

小学校就学前の子供が、病気又は病気の回復期で保育所等に通うことができず、かつ、保護者の労働等で家庭での保育もできない場合に、その子供を預かる施設。

ファミリー・サポート・センター事業

依頼会員、提供会員がお互いに信頼関係を築きながら子供を預けたり、預かったりする地域で主体的に行う子育て援助活動。

無償化対象となる認可外保育施設の基準

◇ 趣旨

認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、内閣府令に定める基準を満たすものが無償化対象施設。ただし、5年間の経過措置期間中は別途、吹田市独自の施設基準を設定。

◇ 市独自の基準の内容

類型	令和元年9月までに届出があった施設	令和元年10月以降届出があった施設
1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設	保育従事者の1/3以上が保育士又は看護師である施設	内閣府令で定める基準と同様
1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設及びベビーシッター	基準の設定なし	

◇ 他市の認可外保育施設の利用

吹田市民の方が他市の認可外保育施設に通う場合、通う施設がある自治体の基準ではなく、吹田市の基準が適用される。

(6) 障がい児通所施設等

◇ 対象者

満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前までの子供
幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象。

◇ 無償化の方法

これまで市民税課税額によって異なっていた利用者負担が無償化

◇ 手続き

無償化にあたり、**新たな手続きは必要ありません。**

◇ 対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
(入所施設については、大阪府が決定)



(7) 企業主導型保育事業

◇ 対象者

満3歳になった後の最初の4月1日から小学校就学前までの保育の必要性のある子供

0歳から満3歳になった後の最初の3月31日までの保育の必要性のある市民税非課税世帯の子供

◇ 無償化の方法

国が定める標準的な保育料が無償化

企業主導型保育事業所は、国が運営費を助成し、その枠組みの中で無償化を実施するため、制度の詳細は国（内閣府・内閣府の委託団体）もしくは利用されている施設にお問い合わせください。



3 施設等利用給付 認定について







(1) 施設等利用給付認定とは

- ◇ 給付金の支給により、無償化とする施設・事業を利用する場合、事前に認定が必要。
→施設等利用給付認定
- ◇ 利用する施設や子供の年齢や保育の必要性等によって、認定の種類や区分が異なる。

無償化で新たに創設された認定

教育・保育給付認定		施設等利用給付認定	
1号認定	満3歳以上の就学前子供 (2号認定以外の子供)	新1号認定	満3歳以上の就学前子供(新2・3号認定以外の子供)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性がある小学校就学前子供	新2号認定	満3歳になった最初の4月1日から小学校就学前までの保育の必要性がある子供
3号認定	満3歳未満で保育の必要性がある子供	新3号認定	0歳から満3歳になった後の最初の3月31日までの保育の必要性のある市民税非課税世帯の子供

【利用施設・世帯の状況ごとの認定】

利用施設	世帯の状況		0歳から2歳児クラス		3歳児から5歳児クラス
			満3歳児まで	満3歳	
保育所 認定子ども園（保育部分） 地域型保育事業 	保育の必要性あり		3号認定	2号認定	2号認定
認定子ども園（教育部分） 新制度幼稚園 	保育の必要性あり	市民税 非課税世帯	-	1号認定 + 新3号認定	1号認定 + 新2号認定
		市民税 課税世帯		1号認定	
新制度に移行していない 幼稚園 	保育の必要性なし		-	1号認定	
	保育の必要性あり	市民税 非課税世帯	-	新3号認定	新2号認定
市民税 課税世帯		新1号認定			
認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター 病児保育事業 	保育の必要性あり	市民税 非課税世帯	新3号認定		新2号認定 (2号認定)
		市民税 課税世帯	-		
	保育の必要性なし		-		

(2) 保育の必要性について

- ◇ 「保育の必要性」が認められるには、保護者の就労や疾病等により日中家庭で保育を受けることが困難であるという以下の事由に該当する必要がある。

事由	保護者の状況	期間
就労	<u>週4日かつ1日4時間以上</u> 就労している。就労形態は問わない。就労内定を含む。	就労している期間
妊娠・出産	出産予定・出産して間もない。	出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい	病気やケガをしている。また心身に障がいがある。	療養にかかる期間
介護・看護	病気や心身に障がいのある <u>同居の親族</u> を常に介護・看護している。	介護・看護に必要な期間
求職活動	求職活動を行う。起業準備を含む。	就労を開始するまで (最長3か月間)
就学	<u>週4日かつ1日4時間以上</u> 就学している。就学内定を含む。	就学している期間
その他	災害復旧にあたる場合など市長が認める場合。	各事由により必要な期間

(3) 施設等利用給付認定の申請方法

手続きの詳細は
申請案内を確認ください

◇ 施設等利用給付認定の申請は、住民登録があり、居住実態のある市町村に申請。市外の施設を利用する場合も同様。

◇ 認定申請書の配付

市内の各施設を利用している場合、原則として、施設を通じて申請書を配付。市外施設を利用する方で令和元年8月末までに申請書が配付されない場合は、吹田市保育幼稚園室まで個別にご連絡ください。

◇ 認定申請が必要な方

- ①新制度に移行していない幼稚園を利用している方
- ②新制度幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用している方で、保育の必要性があり、預かり保育利用料の無償化を受けたい方
- ③認可外保育施設等を利用している方で、保育の必要性がある方

◇ 認定申請書の提出先

- | | | |
|---------------|---|----------------------------|
| 幼稚園、認定こども園利用者 | → | 各幼稚園、認定こども園（とりまとめ） |
| 認可外保育施設利用者 | → | 各施設または吹田市保育幼稚園室
（とりまとめ） |

(4) 施設等利用給付認定についてのQ & A

Q 1 保育の必要性が認定されれば、保育所や幼稚園の預かり保育を必ず利用できますか。

A 1 認定された場合でも各施設の利用を保障するものではありません。保育等を実施するために必要な保育士や面積等には限りがあるため、利用可能な人数は施設により異なります。

Q 2 保育の必要性が認定されれば、卒園まで無償化の対象となりますか。

A 2 保育の必要性が継続している期間が対象となります。毎年、現況届の提出が必要となります。なお、認定要件により有効期間が異なります。認定の有効期間が切れ、引き続き給付を受けたい場合は、新たに事由の確認などの手続きが必要ですのでご注意ください。

Q 3 無償化後、就労を開始した場合や仕事を辞めた場合はどうすればよいですか。

A 3 保育の必要性の事由が変更となる場合は、必要に応じて書類の提出が必要です。認定開始日や変更日を申請日より前に遡ることはできませんのでご注意ください。

(4) 施設等利用給付認定についてのQ & A

Q 4 令和2年4月から幼稚園の入園を考えています。手続きはいつ頃行えばよいですか。

A 4 令和2年度の施設等利用給付認定申請については、入園手続きと併せて今年度中に行っていただくこととなります。認定申請の案内は原則として、各施設を通じて配付しますので、詳細な内容や提出時期についてはそちらをご確認ください。

Q 5 共働きで「保育を必要とする事由」に該当しますが、保育を必要とする事由証明書は母親の証明書だけでよいですか。

A 5 保護者の方いづれもが「保育を必要とする事由」に該当することを証明する書類が必要となります。共働き家庭の場合は、ご両親それぞれの保育を必要とする事由証明書を提出してください。

4 無償化の方法 について



(1) 無償化の方法

保育料の支払いが不要となるパターン（代理受領）

- ◇ **新制度幼稚園・認定こども園・認可保育所・障がい児通所施設等**
保護者の方が負担する保育料（利用料）は0円。代わりに市から園（施設等）に、無償化された保育料（利用料）分を含めた教育・保育給付費（障害児通所施設給付費）を給付。

利用料を一旦支払った後に給付金を受領するパターン（償還払い）

- ◇ **新制度に移行していない幼稚園**
保護者の方は園に保育料を支払い後、施設等利用給付申請。市は月額上限25,700円まで保護者の方に保育料の無償化分として施設等利用費を給付。令和2年度からは、施設等利用費を保護者の方に支給する代わりに各幼稚園に給付。給付額の範囲で負担を無くす方法も検討中（未決定）。

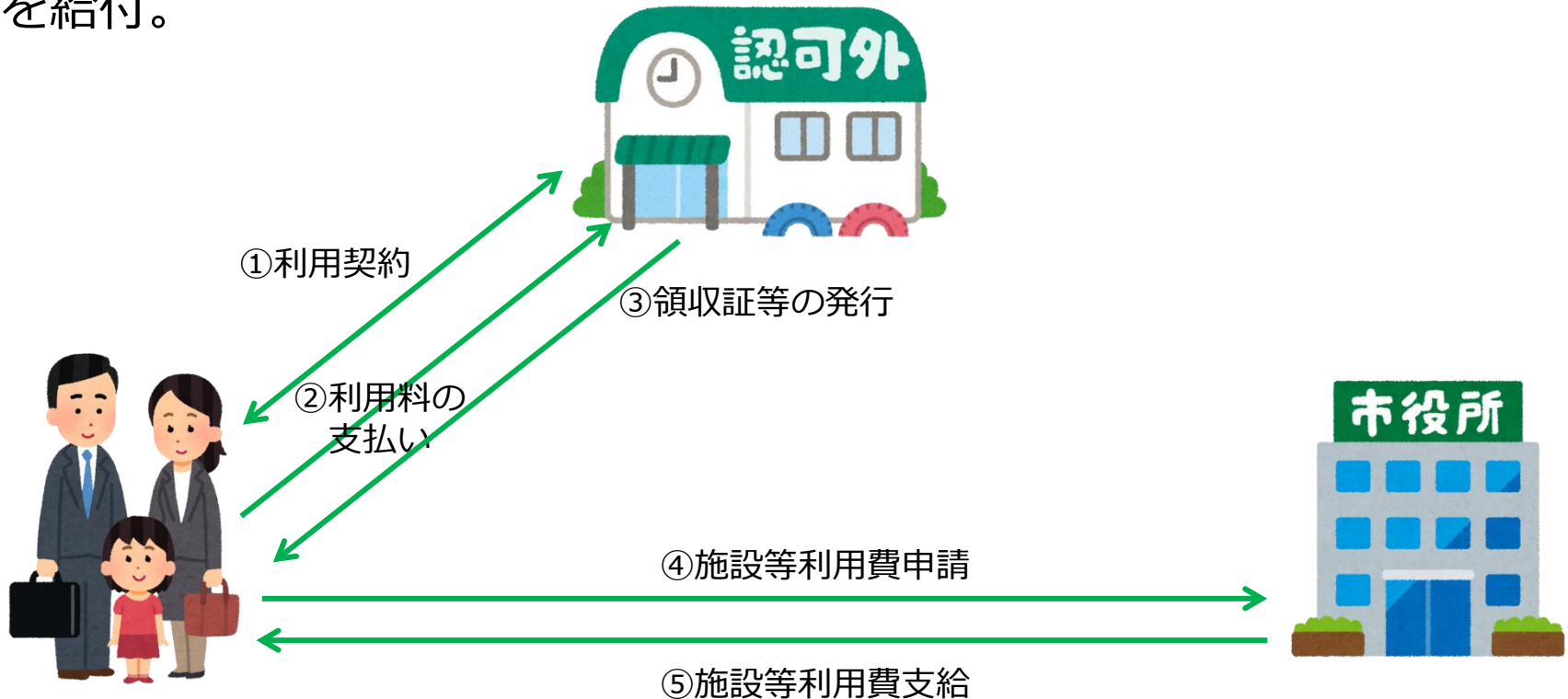
- ◇ **幼稚園の預かり保育、一時預かり事業（幼稚園型）**
保護者の方は園に利用料支払い後、園を通じて市へ施設等利用給付を申請。市は上限額等を確認し、保護者の方に無償化分として施設等利用費を給付。

(2) 無償化の方法

手続きの詳細は認定後配付する案内をご確認ください

◇ 認可外保育施設、一時預かり事業（幼稚園型以外）、病児保育事業、ファミリー・ホーム・センター事業

保護者は施設等に利用料を支払い後、領収証等を添付し、市へ施設等利用給付申請。市は上限額等を確認し、保護者の方に無償化分として施設等利用費を給付。



問合せ先

◇ 無償化制度全体に関すること

吹田市児童部保育幼稚園室 経理・整備グループ 無償化担当
〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 (低層棟2階217番窓口)

☎ TEL:06-6384-1592 (直通) FAX:06-6384-2105

HP: https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-jidou/hoiku-yochien/oshirase/_92714.html

◇ 施設・事業の利用申込みに関すること

利用申込みについては、各施設にお問い合わせください。

◇ 各事業の内容に関すること

内容	部署	連絡先
保育所・認定こども園（保育部分）の入所に関すること	保育幼稚園室入園グループ	06-6384-1592
幼稚園・認定こども園（教育部分）の入所に関すること	各幼稚園・認定こども園	
一時預かり事業に関すること（私立施設・児童館）	子育て支援課	06-6384-1491
一時預かり事業に関すること（公立施設）	保育幼稚園室管理・運営グループ	06-6384-1541
一時預かり事業に関すること(たんぽぽルーム)	のびのび子育てプラザ	06-6816-8585
ファミリー・サポート・センターに関すること	すいたファミリー・サポート・センター	06-6816-8500
障がい児通園施設等に関すること	地域支援センター	06-6339-6105
認可外保育施設の指導に関すること	福祉指導監査室	06-6155-8719